



暑中お見舞い申し上げます。

当事務所は、現在、12名の弁護士が在籍しておりますが、本年10月、新たに1名の弁護士が入所予定です。今後とも宜しく願ひいたします。

さて、今年5月、法曹不足の改善・多様な法律家の育成などを目指し設置されたロースクール（法科大学院）の第1期卒業生を対象とした初めての新司法試験が実施されました。また、今年秋から、日本司法支援センターでの業務も開始されることとなり、今後益々、国民にとって法律や司法サービスがより身近で利用しやすいものになってゆくと思ひます。

当事務所も、国民の多様なニーズに対応し、依頼者に満足頂ける法的サービスを迅速かつ適切に御提供できるよう、日々研鑽していきたくと考えております。

2006年 夏

さん

燦

SUN

2006/7
No.11

弁護士	井上博隆
弁護士	長谷川彰
弁護士	野々山宏
弁護士	坂田 均
弁護士	永井弘二
弁護士	長野浩三
弁護士	草地邦晴
弁護士	小原路絵
弁護士	茶木真理子
弁護士	稲山理恵子
弁護士	上里美登利
弁護士	住田浩史

事務局一同

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike-law@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

調停委員 1 年生

弁護士 長谷川 彰

hasegawa@oike-law.gr.jp



任命権者は最高裁判所

本年 4 月 1 日付で民事調停委員に任命され、伏見簡易裁判所で民事調停に携わることになりました。任命権者として「最高裁判所」と記載した辞令書をいただきました。最高裁判所って人格あるのかなと一瞬考えました。普通は「最高裁判所長官 町田 顯」とか書きそうですが、民事調停委員及び家事調停委員規則という最高裁判所規則の第 1 条に「民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。」と規定されており、任命権者は最高裁判所なのです。

この辞令書を 4 月 13 日京都地方裁判所にて、地裁所長から受け取りました。

新任民事調停委員研修

辞令書交付当日は、朝から夕方まで地裁で新任民事調停委員研修を受けました。カリキュラムは、1 民事調停委員の心構え 2 裁判所の組織ならびに民事調停事件手続法規の解説及び手続の流れ 3 調停条項作成に関する基礎知識 4 民事調停に必要な民事法の基礎知識 という内容でした。

おおよそは、弁護士経験 20 年以上もあれば知っていなければならないことばかりですが、「実務に関する留意事項；ポイント 50」というのは、永年の調停実務からの教訓として、弁護士と依頼者の関係でも参考になる事項がたくさん含まれていました。

たとえば「当事者の心理をよく理解し、その言い分をよく聴くことが大切である。一般に紛争当事者は、自分の言い分を十分聞いてもらうことを強く望んでいるものであり、聴き上手になり、真実は何かを十分把握する。当事者の言うことが理屈に合っていると、矛盾していきうまいと、とにかく十分聴き、胸の中にうっ積している感情を引き出すように努める。これによって事件が半ば解決してしまう場合すらある。とは言いながら、

単に聴くという受動的姿勢（例えば、紛争に無関係なことを長々と話すのをそのまま聴く）ではなく、事件に関係のある部分に絞りながら、話しやすいように聴くという能動的姿勢が大切である」などと書かれており、なるほどなあと感心しました。日頃、依頼者からの事情聴取でもこのような心がけができていないか反省させられました。

このほかにも、「主張の強いものに得をさせない」とか「調停打ち切りを軽々しく口にしない」などという注意事項が合計 50 あり、いちいちごもっともと領きました。

伏見調停協会春季定時総会

調停委員としての事件担当はまだありませんが、先日初仕事として伏見調停協会の総会に出席しました。その際、会務として年間数回研修会を開催されていることを知りました。民事紛争を円満解決するための前提となる法的知識や判例の動向などを常に研修されているのは、当然のこととはいえ、皆様の意識の高さを実感しました。

総会後の懇親会では、自己紹介があり、多種多様な職業の方がおられることを改めて知りました。中には、もと警察官の方もいらっしゃり、しかも交通事故に携わっておられたご経験が長いとかで、交通事故調停をご一緒にさせていただく機会があればお願いしました。懇親会では、カラオケタイムもあり、伏見簡裁という小規模なことが却って調停委員の皆様の親密度を増して、大変和やかな雰囲気であり、すぐに溶け込めたのは有り難いことです。

いずれ、実際に事件を担当した経験をご報告する機会を作りたいと思います。

韓国と日本の金融商品被害

弁護士 住田 浩史

sumida@oike-law.gr.jp



我が国では、一般消費者が、商品先物取引をはじめとするリスクの高い金融商品の勧誘を受けて多額の被害を被る事件がいまなお多発しています。高齢者が老後の生活資金を全て奪われて自殺したり、また、公金横領や殺人などの重大犯罪につながるなど、その事態は深刻化しています。

では、お隣の韓国でも、やはり同じような被害が多発しているのでしょうか。京都弁護士会の調査チームは、2006年3月17日から22日にかけて、問題解決のヒントを求めて、韓国における金融商品被害の実態を調査しましたが、私もその一員として韓国に行ってきました。

韓国と日本との違いで目立つ点は、まず、韓国では、金融商品被害救済のためのADR（裁判外紛争解決）が整備され、これが大きな役割を果たしているという点です。韓国では、FSS（金融監督院、日本の金融庁にあたる）や韓国取引所、そして消費者保護院にそれぞれ無料法律相談や調停手続を担当する部署が設けられ、とくにFSSの紛争処理件数は2004年度で17000件余りにのぼっています。

また、韓国においては商品先物取引が低調で、一般消費者もほとんど参入していないという点も日本と大きく異なります。韓国取引所の担当者によれば、消費者の需要がない、とのこと。なるほど、先物取引は、商品の将来における価格変動のリスクをヘッジするための取引ですから、本来は、その商品を扱う当業者にしか需要はないはず。そもそも一般消費者には商品先物取引は必要がない、という当然のことを改めて確認できました。

ただし、韓国には、株式などに比べリスクの高い金融デリバティブ（株価指数先物、オプションなど）に多くの一般投資家が参入していますし、ADRについても、被害者側に代理人弁護士が関与することがあまりないため、その解決水準は必ずしも十分ではないのではないかと疑問も残ります。また、今回の調査では、被害者や被害者側の代理人として活動する弁護士の話を直接聞くことができませんでしたので、その点を補完しなければならないとは思いますが、それでも、我が国における金融商品被害の解決のための大きなヒントとなることは間違いありません。

ところで、2006年5月現在、金融商品取引法案が国会で審議中です。この法案は、さまざまな金融商品の勧誘規制等を横断的に行おうとするものですが、かんじんの商品先物取引が適用除外となっており、極めて問題があります。その理由は、商品先物取引の監督官庁が経済産業省、農林水産省であり、金融庁が監督するその他の金融商品とは別個の考慮を必要とするから、といういかにも日本の縦割り行政らしいものです。しかし、イギリス等諸外国の法制を見ても商品先物取引は紛れもなく金融商品と位置づけられていますし、被害件数やその深刻さなどをみても、まずもって商品先物取引についてこそ規制を厳しく行わなくてはなりません。商品先物取引の監督官庁が違う、というのは、全く形式的で一面的な見方に過ぎません。

さて、韓国滞在中、野球の世界一決定戦WBCが行われていました。結果はご存じのとおり、日本が準決勝で韓国に勝ち、決勝でキューバに勝ってみごとに初代世界一の座を勝ち取ったのですが、私たちは、その決勝の試合を、釜山のフェリー乗り場の待合室で見ました。日本がキューバに勝った瞬間、日本人からも韓国人からも歓声があがり、自然と拍手が起こっていました。しかし、帰国後日本のスポーツニュースを見ると、日本の勝利にブーイングをする韓国人のニュース映像だけがやたらに流れていました。物事の一面だけをとらえて物事全体を判断するのは何と危険なことかと思えます。

金融商品取引法案の審議においても、商品先物取引による被害実態を踏まえた議論がなされることを願うばかりです。



アカデミックアドバイザー

弁護士 稲山 理恵子
ineyama@oike-law.gr.jp



私は、平成17年4月から、同志社大学法科大学院で、アカデミックアドバイザーをしています。同志社大学法科大学院には、アカデミックアドバイザー制度というのがあるのですが、この制度は、簡単にいうと、学生が、弁護士（比較的期の若い弁護士がアカデミックアドバイザーを担当しています）に、勉強方法や学習内容に関する疑問点、答案の書き方、実務、進路のことなど何でも気軽に相談できるという制度です。

アカデミックアドバイザーは、基本的に、月曜から金曜の午後7時から午後9時までの間、法科大学院内の一室に常駐し、学生からの相談・質問を受け付けます。アカデミックアドバイザーの弁護士の中には、ゼミを開いている先生もおられるようですが、私は、上記相談業務だけを週に1回程度担当しています。

アカデミックアドバイザーになる前には、それほど相談もなく、誰も相談に来ない日も多いと聞いていたのですが、平成17年度以降、アカデミックアドバイザーと学生との交流の機会を作ったり、アカデミックアドバイザー制度の広報活動等を行ったためか、相談に来る学生の数も増えたようです。実際、たいてい1日2人の相談員で対応しているのですが、学生が次から次へと相談にきて、2人でも対応が間に合わないことも何度かありました。

学生の相談の内容は、勉強内容に関する質問（授業でわからなかったところや、自分で勉強していてわからなかったところなど）が一番多いのですが、その他にも、勉強の仕方や答案の書き方が分からないとか、授業のスピードについていけないというように、様々な相談があります。雑談に来る学生も時々いますが、それはそれで楽しいものです。

アカデミックアドバイザーになりたての頃は、司法試験からしばらく経っていることもあり、難しい学説等の質問をされたら困るなあなどと、初めての法律相談と同じくらい緊張していましたが、最近では、分からなければ学生と一緒に考えながらゆっくり答えが出せばいいと思えるようになり、学生が相談に来るのも楽しみになってきました。実際、勉強内容についての質問については、即座に答えられず、学生と一緒に考えながら質問

に答えることも私の場合はよくあります。しかし、学生と様々な法律的論点について議論し考えることは、自分にとっても非常に新鮮で、大変勉強になります。

また、ロースクールの学生には、大学の法学部を卒業してすぐの学生の他、他学部からロースクールに入学した人や、卒業後しばらく現行の司法試験を受けていた人、社会人経験のある人などいろいろな経歴を持った人がいますが、皆、感心するほど一生懸命に法律の勉強をしています。ロースクールでは実際に答案を書く授業が殆どないようで、司法試験に向けて、自主的に論文問題を解いて答案を書いて持ってくる学生もいます。学生の話聞いてみると、ロースクールの授業はかなり大変で、授業の予習だけでも毎日追いつかないほどのようです。同志社大学法科大学院の自習室は、24時間開いているのですが、私達アカデミックアドバイザーが終わる午後9時過ぎになっても、まだ自習室で勉強している学生もたくさんいました。論文を添削するのも大変ですが、それ以上に、毎日の授業とその予復習とで時間のない中、授業ではほとんどとりあげられない答案作成を、学生が早い段階から自主的に行っていることに、感心させられました。

私自身、仕事に関連して法律を調べたり法律の本を読んで勉強することはありますが、弁護士になってからは、仕事とは別に法律の勉強をすることはほとんどなくなってしまいました。しかし、うまく時間を作って勉強している学生を見ていて、時間がないことは言い訳にならないと反省しました。また、学生が夢を持って一生懸命頑張る姿を見、私も、何事においても、もっと真摯に頑張らなければという気持ちにさせられました。

今年5月、初めての新司法試験がありました。日々頑張っている学生達が、一人でも多く司法試験に受かってくれればと思います。

翁 と 尉

弁護士 井上 博隆

inoue@oike-law.gr.jp



老人を表現する能面に「翁」と「尉」の2種類があるということである。翁の面は、柔和で温厚な表情をしており、生の喜びと成熟を象徴する老人の理想型を表すものとして使用されている。一方、尉の面は、額と眉根と頬にしわが走り、両目が心なしかつり上がった、峻厳熾烈な表情をしており、亡霊や鬼神や祖霊の化現としても使用されている。

日本では、古来、死者は供養と浄めの期間をへて、やがて祖霊となり、長い年月ののちカミへとその地位を上昇させていくという信仰があった。また、この世に怨みを残した人が怨霊となって特定の人物や社会に祟り、疫病を広め、天災を引き起こすとして怖れられた。この怨霊を鎮めるために、「神」として祀り上げ、次第に「神」は人々の守護神へと変化していった。尉はこのような者を含む死者に間近い老人の姿を表しているということである（ここまでは、理解が間違っていないければ、山折哲雄「神と仏」講談社現代新書による）。

菅原道真を祀った北野天満宮は怨霊を鎮めた神社として有名である。他にも、平安遷都の際に非業の死を遂げた早良親王等を祀った、同志社大学の北にある上御霊神社、桓武天皇の第三皇子伊予親王等を祀った、京都地裁の西にある下御霊神社がある。

同志社大学の西にある白峰神社は、保元の乱で憤死した崇徳上皇を祀った神社である。この神社は、生前親しくしていた西行が讃岐の上皇の白峰陵を訪れ「よしや君昔の玉の床とてもかからん後には何にかはせん」（天皇の身分はこの世だけのことです。死んでしまえば人は皆同じです。昔の身分や怨みを忘れて、穏やかにお眠り下さい。）と鎮魂の歌を詠んでから700年もたった明治元年に明治天皇によって造営されているくらいである。

ところで、友人は60歳を間近に迎え、社会保険庁から届いた「(老齢)年金見込額のお知らせ」を見て、愕然とした。そこには「合計年金額(年間支給額)399,600円」と記載してあった。友人は、学生であった20歳の時から年金に加入し保険料を欠かさず支払ってきた。30何歳かの時に、病気になり、内部障害者として年金保険料の支払いを免除され、障害者年金を受給するようになっていた。予想はしていたとはいえ、具体的な数字を示されると改めてウーンとうなった。彼は、年金保険料の支払いを免除されていたため、上乘せの年金基金に

も加入できず、また、民間の年金保険にも加入できなかった。できたとしても、そのような余裕もなかった。病身を押し立てて頑張って仕事をし、妻もパートに出て、ようやく2人の子供を大学を卒業させた。しかし、今後も、老齢年金を受ける代わりに年間70万円程度の障害者年金を受給できるとは思われるが、妻の年金を合わせたとしても、これだけでは老後の生活は全く不可能である。病気を悪化させれば、それだけで生活は吹き飛んでしまう。小泉首相は「有能な人、頑張る人が報われるような社会がよい」と言っていた。彼は有能でなかったとは言えないし、人一倍頑張ってきた。しかし、老後はそれが報われない状況にある。

最近、生活に困り、老老介護や子が老親の介護の果てに配偶者や親を殺して、自分も自殺するという、痛ましいニュースをよく見聞きするようになってきている。これらの人達はまじめに懸命に生きて来た人と報道されている。このような悲惨な状況にならないまでも、又、怨霊となることはないかもしれないが、厳しい表情をして暮らして行かなければならない人達は、友人を初めとして、結構身近にいるものと思われる。

今年のサラリーマン川柳第2位が「年金はいらない人が制度決め」という川柳であったようであるが、まじめに頑張って懸命に生きてきた人たちでさえ、柔和で温厚な表情で暮らすことができない社会制度になっているのではないだろうか。

我々は、何ができ、何を為政者に働きかけていくことができるかを考え、誰もが翁になれる世の中にしていかねばならない。

「翁」



(倉林 朗作)

「尉」



(小牛清光作)

「プリマベラ」異説

弁護士 坂田 均
risakata@kclc.or.jp



1. 私の執務机の前壁には、ウフィッツィ美術館で購入したボッティチェルリの「プリマベラ」(「春」)の複製が貼り付けてあります。花が咲き乱れる深い森の中で、八人の神々が、華やかに意味ありげなポーズをとっています。その気品に溢れた華麗な雰囲気の仕事場に歓びを与えてくれています。

2. 画面の右から四番目のひとときわ高い位置に描かれている女性は、この絵の主役である「愛の女神・ヴィーナス」です。この絵のタイトルは「春」ですが、本当のテーマは、「愛」なのです。

「ヴィーナス」の右に三人の女性が、薄い透き通った絹をまとって舞っていますが、彼女たちがいわゆる「三美神」といわれる女神達です。それぞれ美、貞節の愛、愛欲の愛を象徴しています。

この「三美神」の隣、即ち画面の端っこで天空の果物を棒でつつきながらそっぽを向いている男性が、「智慧の神・マーキュリー」です。理性で人々の魂を導く役割を担っています。画面の端っこである八番目の位置に描かれています。

問題は、画面右に描かれている三人の登場人物です。画面一番右で青い顔をしながら頬を膨らせ、透き通った絹をまとった少女クロリスを今にも捕まえようとしているのが、「ゼフュロス・西風(春風)」です。西風は少女クロリスを捉えようとしています、どうもこの少女に恋をしたようです。三人目の女性、この絵の中で最も派手な花柄の衣装を身にまとっているのが、この絵のタイトルにもなった「春の女神・プリマベラ」です。ただ、最近では、この人物はプリマベラではなく、恋に落ちて化身した少女クロリス・「花の女神」自身であるとの考え方が有力です。

3. 一体、ボッティチェルリはこの絵を通して何を表現しようとしたのでしょうか。

西洋美術史家である高階秀爾氏は、「少女は愛の抱擁を逃れようとして身もだえする。しかしやがてゼフュロ

スの力強い腕に捉えられてしまう。その瞬間からか弱い少女の中に一つのメタモルフォーズが起こる。彼女の口から愛の花がこぼれ落ち、やがて彼女は全身が花に覆われる花の女神に変身する」という状況を描いたものだとし、「一生懸命追いかけてようやく捉まえたたとたんに関手が変容するというのは、愛の宿命であるかもしれない」と締めくくって、「愛」とそこに潜む、「変容」即ち「死」の役割について考えてみなければならないとしています(「ルネッサンスの光と闇」中公文庫)。

私が気になるのは、「ヴィーナス」の頭上で今にも矢を放とうとしている「キューピット」の存在です。目隠しされたその「キューピット」の矢先は、確実に「三美神」のうちの「貞節の美神」に向けられています。この「貞節の美神」と向かい合っているのは「愛欲の美神」にはほかなりません。そこに、この絵に潜む魔性を感じます。理性の神である「マーキュリー」もそっぽを向いたまま、振り返ろうとしていません。彼が棒でつついている果物は禁断の果実のようでもあります。

一五世紀ルネッサンスに描かれたこの絵は、古代の神々を描きながら、実は、人間の持つ愛欲という課題に正面から立ち向かっているのではないのでしょうか。そこには、明らかにキリスト教の愛とは異なる愛が描かれています。ボッティチェルリは、愛の魔性を描くことで、キリスト教のいう神の愛に異議を唱えたかったのではないのでしょうか。



(Uffizi 美術館所蔵)

消費者団体訴訟制度は消費者と事業者の関係を变える

弁護士 野々山 宏
nonoyama@oike-law.gr.jp



1, ようやく消費者団体訴訟制度が実現しました

現在の訴訟制度では、消費者被害に対しては、被害を受けた消費者しか訴訟を起こすことができません。訴訟の内容も、その被害を受けた消費者が自分の被害を回復することに限定され、新たな被害拡大を防ぐことはできません。これに対して、2006年の通常国会で、消費者契約法が一部改正されて創設された消費者団体訴訟制度は、被害を直接には受けていない消費者団体に、消費者全体の利益のために被害防止などの訴訟を起こす権利を与える制度です。

京都弁護士会や日弁連の10年来の継続的な取り組みが、制度実現の大きな力になっていますし、京都弁護士会、大阪弁護士会の計3名の弁護士が任期付き公務員として、内閣府国民生活局で制度の具体化に直接携わって重要な役割を果たしています。また、京都の消費者団体、消費生活相談員、学者、学生、弁護士、司法書士などが会員となっているNPO法人・京都消費者契約ネットワークが、制度に先駆けて不当な契約条項についての改善申し入れをしたり、建物賃貸借契約の不当な原状回復条項を無効とする判決を獲得したことは、制度の必要性や消費者団体に制度を使いこなす力があることを示したことも重要でした。この制度は京都の消費者運動に取り組み人々を始め、多くの人たちの力によって実現されたものであり、今後はこれを十分に活かす取り組みが必要となります。

2, 消費者団体訴訟制度がもたらすもの

消費者被害の被害拡大防止は従来は行政措置によってのみ行われていました。しかしながら、行政措置は、要件が限定されていたり、産業育成の配慮から抑制的、後追いのになりがちです。これに対して、消費者団体訴訟制度は、消費者の視点で不当な行為に対して迅速に是正の申し入れや差止めをする根拠となり、被害の防止や被害拡大防止に資するものとなります。

そして、この制度の役割として極めて重要なことは、消費者や消費者団体と事業者の関係を变えていくであろうということです。この制度は消費者団体に市場の監視者としての役割を付与することとなり、消費者や消費者団体は、使用されている契約内容や勧誘のやり方に関心を持つようになり、これを検討する力がついてくるでしょう。事業者としては、これまでは監督行政の意見を聞いていれば、特に消費者団体等の意見は無視しても大

きな不利益はありませんでした。しかしながら、今後は消費者団体の意見は無視すれば差止請求訴訟の提起につながることとなり、真剣な検討が必要となります。ただし、このことは消費者と事業者の対立関係が増加すると考えるのは早計です。むしろ、消費者とりわけ消費者団体と事業者・事業者団体の対話を促すものになっていくと考えています。現に、私が常任理事を務めている消費者団体が、企業からの要請に応じて情報開示や契約内容について消費者の視点からモニターをすることが行われようとしています。この制度が施行された数年後には、消費者団体の活動のあり方や事業者・事業者団体との対話の関係が大きく変化してくると予想しています。

3, 法制化された制度の概要

差止めが認められるのは、事業者が消費者契約法4条1項ないし3項（不当勧誘）及び8条ないし10条（不当条項）を現に行いまたは行うおそれあるときです。ただし、不当条項については、現に使用されている契約書に限られ、事業者団体の作成する標準契約書、管理業者が個別事業者に勧めるモデル契約書などの推奨約款は差止対象となりません。

事業者団体の圧力によって、同一事業者の同一請求において、既に確定判決や裁判上の和解などが存する場合には消費者団体は差止訴訟ができないとの規定が定められました。これが立法段階では大きな問題となりました（後述遮断効問題）。

差止訴訟ができるのは、内閣総理大臣が認定した「適格消費者団体」です。不特定かつ多数の消費者のための活動を主たる目的としており、現に相当期間の活動実績のある法人であって、差止めを適正に遂行するための体制及び業務規定の整備されていることが求められています。

訴訟手続は原則として民事訴訟法の規定に従うが、重要な点で例外規定があります。訴訟するには1週間前に書面による事前通知が必要です。管轄は、本店所在地及び事業者の営業所所在地と国会審議の過程で事業者の行為地も加わりました。

創設された消費者団体訴訟制度は、損害賠償請求が認められなかったり、消費者団体に対する経済的支援が全くないなどの不十分性がありますが、その役割は大きく、社会全体で支えて育てていく必要があります。

～ヨーロッパで都市計画を学ぶ～

弁護士 上里 美登利
uesato@oike-law.gr.jp



私は、弁護士登録時から、京都弁護士会公害対策環境保全委員会のまちづくり部会に所属し、これまで京都のまちづくり・景観問題について取り組んできましたが、その一環として、去年の9月16日から25日までの間、委員会のメンバー10名と共に、パリ、フィレンツェ、ローマにおいて都市計画調査を行いました。

去年は、特に平成16年に施行された景観法を受けて、委員会として、京都市と意見交換をしたり、条例制定に対する提言を行うため、都市計画の先進地であるヨーロッパ調査を行おうということになったのです。

なお、委員会では、その成果を受けて、平成17年12月17日に「京都の景観の保全・再生」と題するシンポジウムを行いました。その報告はまたの機会にさせていただきます。

1 まず、パリでは、都市計画局のエルサ・マルタヤン広報課長からヒヤリングを行う他、PARIS HISTRIQUE、TAMTAMという2つの住民団体を訪問しました。ここで驚いたのは、世界に知れる美しいパリの街においても、1960年代は機能主義が優先し、無秩序にビルが乱立したということです。



ポンピドールセンターからパリの高層ビルを眺める

現在、パリの街では、個々の建物の増改築から空き地の利用方法、さらには空調設備の屋外配管に至るまで、大変厳しい規制がされていますが、大変厳格な規制は、そうした60年代への反省に拠るところが大きいようです。住民団体の話によると、60年代には、街区を取り壊して幹線道路を作るという計画があり、それに反対して住民が団結して街を守ったこともあったとのことでした。

2 フィレンツェでは、都市計画を専門とされるフィレンツェ大学のジャンカルロ・バーバ教授の研究室を訪ねました。教授の話によると、建築遺産として都市を捉える場合、個々のスポットというのではなく、郊外も含んだ全体的総合的な視点で捉えることが大切であるとのこ

とで、その発想は、この写真に写るフィレンツェの街並みを見ると良く分かります。



ミケランジェロ広場からフィレンツェの街を眺める

3 ローマでは、まず、Italia Nostraという世界的に有名な環境保護団体を訪れました。ここで驚いたのは、1971年の時点で、裁判所が、まだ法定されていなかった団体訴権をこの団体に認めた（法定されたのは1986年）ということです。このItalia Nostraは、公益的な見地から、幹線道路の工事差止等を求めて訴訟を行ったりするなど、活発な活動をしているようでした。

さらにローマでは、都市計画を専門とされるローマ大学のパオラ・ファリーニ教授の研究室を訪れました。

ファリーニ教授は、2004年のローマの都市計画の改正にも関わっていた方ですが、教授の話で驚いたのは、ローマでは、旧市街の保存は既に完了しており、今は、郊外の街並みの保存形成や荒廃した地区再生へと比重が移っているということでした。

また、ユニークな発想だと思ったのが、ローマでは、伝統的な建物を修復する際の部材等を細かく規定した修復マニュアル本が作られており、税金の優遇措置を設けてこのマニュアル本に従った修復をさせることによって、同時に職人工房を保護しているとの点でした。

4 こうした盛りだくさんの調査で、観光する時間はあまりなかったのですが、食事には時間とお金をかけ、パリでは衝撃の生肉タルタルステーキを食べ、フィレンツェとローマでは、ひたすらパスタとピザを食べてワインを飲み、某先生ご所望の生ボルチーニ茸も味見し、という楽しい時を過ごしました。

さて、今回の調査では、最先端の都市計画を目の当たりにしてきて、溜め息をついてしまう場面が多かったのですが、これを京都のまちづくりに活かすべく、さらに委員会として積極的な活動をしていきたいと思っています。

ラグビー愛好記

弁護士 茶木 真理子
chaki@oike-law.gr.jp



私の趣味のひとつが、スポーツ観戦である。野球、サッカー、ゴルフなど、テレビで中継をやっているとよく見る。最近ではなかなか時間がとれないが、もちろん球場等に足を運ぶこともある。子供のころよく生で観戦したのは野球で、たまに関西にやってくるひいき球団の応援のために、甲子園には1年に1回程度は連れて行ってもらった。肩身の狭い甲子園の三塁スタンドで、隣のおじさんからラッキーセブンにとばす風船をもらったことは今でも覚えている。よくスポーツは「筋書きのないドラマ」というが、誰も知ることもない結果をハラハラしながら見るのは楽しい。自分が望んでいない結果に終わった時にはやり直しがきかないやりきれなさを感じるが、それもまた楽しみのひとつである。

このような私が、特に好きなスポーツがラグビーである。好きになったきっかけは、私が中学1年生の時に、明治大学と早稲田大学と対戦するいわゆる「早明戦」をたまたま見たことだった。その試合は、明治が残り5分を切って早稲田に12点差をつけていたにもかかわらず、その後2トライを早稲田に奪われ同点にされたというゲームだった。その時私は、ラグビーについて、ボールを前に投げてはいけない、というルールぐらいしか知らなかったが、最後まで結果がわからないという魅力にすっかりとりつかれてしまった。その後、この同点にされた悔しさに負けることなく明治はチームを建て直して大学選手権を勝ち進み、決勝で再び早稲田と対戦したうえ見事リベンジを果たして優勝したのだが、それから私は明治に、ラグビーにすっかりハマってしまった。ちなみに私は明治大学の出身ではないのだが、その不屈の精神と「とにかく前へ」というラグビースタイルに魅了されたのである。

ラグビー自体の魅力のひとつは、ポジションごとに役割がはっきりしており様々な体格や特技を持つ選手が入り交じってひとつのチームとして戦うところにある。ラグビーは、たとえ足が遅くても、体が小さくても、十分

にその特性を生かせるスポーツなのである。また、体格に劣るチームが、創意工夫を凝らして、大型チームを倒すのも大きな醍醐味である。

しかし、最近我が国では、私の期待に反して、ラグビー人口の減少や人気の衰退が叫ばれている。サッカー界では今年がワールドカップ（WC）イヤーだが、ラグビー界も今年はWCに関するあることが話題となった。先頃2011年の第5回ラグビーWC開催国が決定したが、日本も開催地として立候補していたのだ。国際的な潮流としては、ラグビー後進地域であるアジアで開催し、ラグビーを世界的なメジャースポーツに押し上げようという動きはあり、日本にもチャンスはあると言われていたようだ。しかし、投票の結果選ばれたのはラグビー先進国であるニュージーランドで、日本は招致に失敗した。落選の明確な理由はわからないが、報道されているところによると、日本がラグビー普及に関して、アジアの中で主導的な役割を果たしてこなかったことが指摘されている。あまり知られてはいないが、日本は第1回大会から、第4回大会まで連続で出場しており（通算成績は1勝12敗とふるわない）、アジアでは唯一の出場国なのである。現在でも、アジア諸国の中では実力は抜きんできていると言われる。それだけに、諸外国の期待も大きいのであるが、実際にはこれに応えられておらず、結果として評価を得られなかったというのである。これは、ラグビーだけに限らず、アジアを軽視し、欧米諸国の顔色ばかりを気にする政治・経済の面でも同様のことがいえるかもしれない。何にしても、ラグビーの普及と人気回復の絶好のチャンスだったにもかかわらず、非常に残念である。

子ども達の未来

弁護士 草地 邦晴

kusachi@oike-law.gr.jp



弁護士となって10年目を迎えた。京都弁護士会の中には多数の委員会があるが、私は登録以来子どもの権利委員会に所属してきたこともあって、子どもを取り巻く様々な問題に触れ、取り組む機会が多かった。弁護士が実際に関与できる場面は限られており、教育や福祉の分野などで日々子ども達に接しておられる方に比べると部分的なもので、随分見方も偏ったものなのだろうと思っているが、それでもこの10年を振り返ると、子どもの置かれている状況は本当に大きく変わってきたと感じるし、それもあまり好ましくない方向に向かっているのではないかとの危惧を感じている。

この原稿を書いている間にも、幼い子どもが殺されたニュースが大きく報じられていた。またかと思うと、何とも言えない重苦しい気持ちになる。今や登下校はもちろん、学校の中でさえ、子ども達の安全を守るための方策を講じなければならなくなっているし、親による虐待の事例などを見ると、家庭においてすら安全が確保されているとは言えなくなっているのかもしれない。子ども達をどのようにして犯罪から守るかが、これほど問題として取り上げられたことは以前にはあまりなかったのではないか。

他方で、少し前まで、社会の子ども達を見る目は、あたかも社会に害を為すものに対するそれであったように思う。少年の犯した重大犯罪をきっかけとして、「切れる」得たいの知れない存在として取り上げられ、マスコミは少年達が犯す犯罪をこぞって取り上げ、キャンペーンを張った。戦後の少年犯罪の統計を見る限り、この時期に少年の重大犯罪が異質に激増したという事実はないが、結局刑罰をもって、子ども達を押さえ込むとともに、応報感情を満足させる方向で、少年法は「改正」された。

子ども達がこのように「加害者」として、そして「被害者」として強く意識されるようになったのが、この10年だったのではないかという気がしているが、この2つの側面は決して無関係なものではない。

弁護士として子ども達と具体的に接する機会といえは、少年事件における少年の付添人としてであるが、そこでの経験を基に言えば、加害者の少年がある意味で被害者でもあることは少なくない。親からの虐待、いじめ、

年長者や大人からの暴力などの直接的な被害にあっている場合もある。被害ということではないにしろ、家族の様々な要因によって、劣悪な環境での生活を余儀なくされてきた経験を持つ場合も多い。

もちろん、そのことが犯罪を正当化する理由には決してならない。しかし、人間の規範意識は、本能として全て備わっているものではなく、成長の過程で獲得していくものである。自分自身が人間として大事にされているという自己肯定感がなければ、他人を人間として大事にする心は根付かない。未熟で人格形成の途上でおった傷は、人格に影響し取り入れられていく危険性を孕んでいる。子どもに向けられた理不尽な力は、やがて形を変えてさらに弱者（最も弱い存在は子供である）に向けられ、再生産されていくかもしれない。

その意味では、子ども達が被害者となりまた加害者となることは表裏一体の側面を持っているし、そのことが先鋭化する事態というのは、かなり憂慮すべき事態なのではないかと思う。

さらに言えば、社会（それは国であり、地域であり、学校であり、家庭である）から大切にされたという実感があればこそ、それに対する帰属意識を強め、その規範を遵守し、自分を犠牲にしても貢献しようとする意識に繋がっていくのだと思う。しかし、今の社会は果たしてそうした方向に向いているのだろうか、むしろ逆に子ども達をやっかい扱いし、隔離し、管理しようとしているのではないかと危惧する。

この原稿を書いている段階では、教育基本法の改正案が国会で審議され、少年法の改正案も審議入りを待っている状態である。詳細を述べるスペースはないが、前者では国と郷土を愛する態度を法律で規定し、後者では警察による子ども達の監視を強め、罰による威嚇を強化する内容である。

私には、方向が違うとしか思えない。事態が一層深刻にならないことを願うばかりである。

ワシントンセミナーに参加して

弁護士 小原 路絵

kohara@oike-law.gr.jp



1 始めに

私は、2005年8月に、立命館大学法科大学院の外国法務演習（以下「ワシントンセミナー」といいます。）に参加しました。

ワシントンセミナーは、立命館大学と提携関係にあるワシントンDCのアメリカン大学ワシントンカレッジ・オブ・ローで2週間の演習を行うというものでした。

私が現在立命館大学に在籍しているわけではありませんが、この演習を企画した私の恩師が、アメリカで色々体験できるせっかくの機会なので、法科大学院生以外でも参加できるよう取り計らって下さり、参加させて頂きました。

2 カリキュラム



現地では、以下の内容で、本場のロースクールで、本場のロースクール教授から直に講義を受け、また、アメリカの司法機関等の見学をさせて頂きました。

【講義内容】アメリカ法入門、日米法学教育比較、アメリカ合衆国の立法過程、合衆国司法システム、民事訴訟、刑事訴訟、憲法、行政法、政府の開放性、アメリカ合衆国国内法における国際・人道法の役割、合衆国法の実務

【見学先等】国会議事堂、上院又は下院の委員会（Office of Legislative Counsel）、合衆国最高裁判所、公選弁護人事務所（Public Defenders）、刑事裁判の傍聴、運輸省、大規模法律事務所（The Law Firm of Arnold and Porter）、公益的法律事務所（Public Citizen）、米国弁護士連合会（ABA）

3 講義・見学内容

講義においては、2週間の限られた時間ですので、踏み込んだ内容まではできませんが、アメリカにおける司法システムの概要を十分網羅する内容であったと思います。アメリカのロースクールの教授は、やはり日本の教授に比べると、非常に個性的で、講義も非常にパワフルといった印象でした。

見学においては、両校の先生方のおかげで、通常の観光では見学できない場所も見学させて頂け、職

員の方のお話もお伺いすることができました。アメリカでは、立法過程や行政で活躍する弁護士も多く、今後法曹人口の増加する日本の将来を見るようでもありました。また、弁護士業務に関しても、通常法律事務所から、Public Citizen、Public Defendersと様々な形態を知ることができ、アメリカの弁護士業務の多様性を感じました。

4 最後に

残念ながら、今回の体験が、私が毎日取り組んでいる日本の民事訴訟事件に直接役に立つということは少ないのかも知れません。

しかし、ともすれば目の前の仕事に埋没しがちな毎日の中で、改めて、自分の立っている場所、すなわち、法曹という仕事の意義、特に日本で弁護士をしていくことについて考えるいい機会になりました。

私は、目の前の仕事に愚直に取り組むというのを目標としていますが、やはりそれだけではこの仕事をしていく中で十分とは言えないと感じました。私の弁護士経験ももうすぐ5年目を迎え、既に遅いのかも知れませんが、自分の将来のことを見通したり、これから法曹人口が急速に増えていく日本の法曹会全体のことを真剣に考える時期が来ているのではないかと思います。

また、弁護士登録してからは、なかなかゆっくりと旅行に行くことができていませんでしたが、ワシントンセミナーでは、休日には近郊のボルチモアという港町に出掛けたり、DC内に沢山ある美術館・博物館を回るなど、リフレッシュさせて頂きました。

最後になりましたが、長い間事務所を留守にし、依頼者及び事務所の皆様にはご迷惑をお掛けしましたが、大変いい経験をさせて頂き、どうもありがとうございました（これに懲りずに、また、もう少し長期の留学でも…?!）。また、お世話になりました立命館大学法

科大学院の先生方、ワシントンカレッジ・オブ・ローの皆様、どうもありがとうございました。



将棋名人戦の移行騒動

弁護士 永井 弘二
nagai@oike-law.gr.jp



この記事を書いている2006年5月20日現在、将棋の名人戦（*1）が揺れています（発行時には何らかの決着がついているかもしれませんが）。現在、名人戦は、毎日新聞が主催し、新聞への棋譜掲載を独占するなどの対価・契約金として、社団法人日本将棋連盟（*2）に対し、年間数億円（*3）を支払ってきていますが、朝日新聞に移行するかどうかで揉めています。

この間の報道等によれば、発端は連盟の財政悪化を受けて、05年に外部有識者による経営諮問委員会が組織され、契約金値上げのため名人戦の主催社を毎日から朝日に移行する提案がなされ、同委員会の仲介により水面下で朝日と協議した結果、朝日から06年3月17日に一定の提案（*4）がなされたことにはじまります。他方、連盟と毎日との契約は、07年4月以降も、それまでの契約が「自動継続」されることとなっており、これを阻止するため、連盟が3月28日、突如、2007年度以降の「契約を解消」との通知を毎日に送付しました。

連盟と毎日双方の発表を見ていると、どうも、契約内容の理解に差があるようです。契約は、「第63期・64期・65期名人戦契約書」なるもので（65期は06年4月に予選が開始、07年4月に決勝7番勝負が開始の棋戦）、65期までの契約ですが自動延長条項があるようです。連盟側の発表を見ると、06年3月末日までに延長しない旨申し入れると自動延長を阻止できるという理解なのに対し、毎日側の発表を見ると、66期以降も自動継続が前提とされ、「著しい状況の変化など」がある場合のみ「変更のために協議する」という内容であるとしています。どちらが正しいのかは契約書を見ないと何とも言えず、ここでは法的な是非を検討することはできません（*5）。

確かに、連盟側としては、より高額な契約金を支払ってくれるところと契約するというのは当然の動きだと思います。もちろん、*1に記載した歴史的経緯から毎日との信頼関係を大切にすべきというのもよく分かりますが、経営判断として経済合理性を優先するのはやむを得ない面もあると思います（*6）。しかし、毎日に対する申し入れが突然だったのは事実のようで、法的な是非はともかく、公益法人としての連盟の交渉態度としては、やや信義に悖る印象は否めません。

他方、毎日は、一貫して連盟の「通知」の白紙撤回が交渉の席に着く条件であると繰り返していますが、仮に

法的に毎日の言い分が正しかったとしても、「自動延長しない」との通知の撤回がないと交渉の余地がないというのは、事態を混乱させるだけのように思います。また、この間の毎日の記事は多少感情的な印象も否めません。

この間の混乱した状況は、やはりファンとしては寂しいものがあり、もう少し穏便・紳士的に事を進められなかったのかと思ってしまう。これを書いている現在、連盟は毎日と朝日の共催を提案し（朝日は原則了承）、毎日は「通知が撤回されても契約の自動延長が原則となるわけではない」との見解を書面にしたとのことであり、両者の歩み寄りが見えてきています。連盟は公益法人であると共に唯一の公式なプロ棋士の団体であり、毎日は日本を代表するマスメディアですので、狭義の法律遵守だけでなく、社会的存在としてのコンプライアンスを意識した対応を期待したいと思います。

*1 将棋の名人は、江戸時代の大橋宗桂にはじまり昭和初期の関根13代名人まで世襲のような形で受け継がれてきました。関根名人の発案等により1935年に毎日新聞の前身東京日々新聞が実力制名人制度を創設し、以後、全棋士をクラス分けして、最上位クラスの総当たりで予選を行い、勝ち抜いた人が時の名人との7番勝負により決めることとなりました。1949年に朝日が主催社となり（毎日によれば奪い取り）、1976年に再び毎日に戻って現在にいたっています。歴史的には、名人戦創設に最も貢献したのは毎日であるというのが、一般の評価です。また、名人戦は、他の6大棋戦（竜王、王将、王位、棋聖、棋王、王座）と比べても、歴史的にも制度的にも別格の位置づけです。制度的には、名人戦のクラス分けとその中の順位が棋士の基本給に直結しています。

*2 将棋のプロ棋士の団体で、民法上の公益社団法人。所轄官庁は文部科学省。基本的な収入は、名人戦等の新聞社主催の棋戦の契約金で賄われている。

*3 毎日は名人戦を主催しているが、関連会社のスポーツニッポンも王将戦を主催しており、この両棋戦で年間4億円余りが契約金となっているとのこと。

*4 毎日の報道によれば、名人戦3億5500万円、臨時棋戦4000万円、普及協力金1億5000万円の5年契約が朝日の提案。ただ、朝日は現在別棋戦で1億3500万円の契約金があり、この棋戦と5年の普及協力金がなくなると、連盟としてはむしろ収入減少になるというのが毎日の報道。

*5 今回のような継続的契約では、賃貸借契約のように自動延長条項が入るのが一般です。普通の場合、毎日の主張する「著しい状況の変化」が要求されるのは、「自動延長」の際ではなく「本体契約期間中の解約」の場合ですので連盟の言い分が正しいようにも思いますが、*1に記載した朝日との取り合いの歴史を見ると、自動延長の際にこうした条件が入っている契約の可能性もあり、結局、契約書を見ないと何とも言えません。ちなみに契約書の条項については全く公表されていないようです。

*6 きわめて個人的には、*1の経緯から、「名人戦はやっぱり毎日」という意識が根強くありますので、今回の移行騒動は残念な気持ちが強いです。

唐松・五竜春山合宿～快晴の 快適な残雪期登山でした～

弁護士 長野 浩三

nagano@oike-law.gr.jp



登山を始めてもう4年になろうか。今年のゴールデンウィークは残雪期の唐松岳、五竜岳を登ることになった。しかも、パーティの隊長であるリーダーをつとめることになった。メンバーは私が所属する山岳会のうち5人（うち一人は女性。）だった。

(5月2日)

京都を午後8時に出て、八方尾根スキー場につく。事前のインターネット調査では無料となっていた八方尾根スキー場の駐車場は1日1000円となっており、しかも朝からしか開いておらず、ゲートの前に駐車して駐車場でテントを張って寝た。



(5月3日)

【天候】快晴

朝から快晴だ。スキー場のゴンドラとリフトを乗り継いで、1850mの八方池山荘へ30分ほどで到着した。ここからは残雪の完全な雪山登山だ。唐松への八方尾根はいくつかのケルンがある。途中のケルンまでは観光客らしい人たちもきていた。とにかく、八方尾根からの鹿島槍ヶ岳、唐松岳の展望がすばらしかった。晴れた雪山の美しさはスキー場から人がいなくなったのを想像すれば、近いものがあると思う。ただ、山は事故がおこればスキー場と違い、救助に大変な労力があるので、全く別の緊張感がある。

唐松頂上へは天候がいいこともあって結構たくさんの方が登っていた。まるで夏山のような。



唐松頂上小屋から、唐松岳(2696m)頂上を往復し、今日中に五竜山荘を目指す。

唐松頂上小屋から少し進むと牛頸の岩場がある。幸いチェーンがでており、雪も少しゆるんでいるので、アイゼンもつける必要なく、快適な岩場通過だ。全員ロッククライミングもやっているのだから、技術的には簡単だった。ただ、滑落するとやばいところも数カ所あり、若干緊張した。岩場をすぎると、延々と続く雪道だ。雪がゆるんで、足をとられ、結構疲れた。

五竜山荘についてテントを張る。ビールを買って夕日を見ながら宴会をした。夕日が沈むと標高2500m強だけあって、とても寒くなった。テントで各自夕食をとり、

8時ころには就寝した。

(5月4日)

【天候】快晴

朝4時30分に誰ともなしに起きる。山が高いのか外は明るい。メンバーの一人がテントを出て「モルゲンロートが見られるかも」と言っていた。今日も好天だ。それぞれ朝食とトイレをすませ、午前6時にはテント場を出発して五竜岳頂上へ向かう。

2、3パーティが先に登っている。斜面をトラバースする。斜面の斜度は40度くらいだろうか。滑落すれば数百メートルは落ちていきそう。山岳会の会長が数十年前にここで滑落したと言っていた（その時は幸いけがをせず岩場を登ってきたとのこと）。稜線なので雪もあり、岩稜もあり、注意して歩く。朝の雪は凍っており、アイゼンがよく雪に食い込み、気持ちがいい。

最後の雪面は一層

斜度を増している。ロープでつないでいるパーティもあった。ここを登り稜線に出て、20m位で五竜岳(2814m)ピークに全員到着。ピークから鹿島槍や剣をはじめアルプスが見



渡せる。天気は最高でこれがあるので山は止められない。10分程で下降することにする。後発隊が登ってくるのでルートを開けながら下降する（山では登り優先）。テント地に戻り小休止した。50分程で撤収して、稜線経由で遠見尾根を下降した。白岳をトラバースしているパーティもあったが、上部の斜面が割れており、いつ雪崩になってもおかしくなく、結構あぶないと思った。下降して行くと温度が上がり少し汗ばんできた。天気も良いのとトレースもはっきり有り迷う事はなかった。西遠見山にはたくさんテントがはってあった。

遠見尾根は雪庇がでており、トレースがなかったら雪庇をどうやりすごすかが難しそうだ。下降はさすがに早い。しかも、雪道なので、足場を気にする必要がなく、夏よりも早く降りられたと思う。そのうちにスキー場が見えて、スキー客の喧噪の中へ向かう。

残雪期の登山はほんとに気持ちがいい。ただし、いったん吹雪けば冬山と変わらなくなり天候には注意が必要だ。今回は、出発前に針ノ木雪渓で雪崩事故があり、周りからは十分気をつけてと何度も言われた。

息子の岳人(0歳)と一緒に登ってくれるようになるのはいつころだろうか。彼にも是非山の美しさ、厳しさ、すばらしさを知ってもらいたいと思う。

金利を払いすぎていませんか？

借入金には金利はつきものですが、2つの法律で規制されています。1つは「利息制限法」で、10万円未満の貸金は年20%、10万円以上100万円未満の貸金は年18%、100万円以上の貸金は年15%を上限として、これを超える金利は当事者間で決めていても無効となり、払う必要がありません（1条）。もう一つは「出資法」で、貸金業者は年29.2%、貸金業者以外は109.5%を上限として、これを超える金利は刑事処罰を受けます（5条）。このように、民事上払う必要のない金利と刑事処罰を受ける金利には差があり、これをグレーゾーンと言っています。

現在、多くの貸金業者がこのグレーゾーンの範囲で金利を定めていますが、これを許すような規定が貸金業規制法43条1項です。適式の書面を交付したり、借り手が任意に支払うことなど一定の要件を満たすと、貸金業者はグレーゾーンの範囲の金利を受け取っても良いようになっています。

この貸金業規制法43条1項は、本来違法な高金利の貸金を容認する結果となってしまう、問題視されていました。これに対して、平成18年1月13日に、最高裁は貸金業者による同規定の適用を極めて狭める画期的な判決をしました。同規定が適用されるには、借り手がグレーゾーン金利を自分の自由な意志で「任意」に支払うことが必要です。判決は、利息制限法で規定された利率を超える金利を定めて、その支払いを遅れたときに、期限の利益を失って残額を一時に払わなくてはいけない、との約定は利息制限法1条1項の趣旨に反して無効であるとしたうえで、本来効力のないこの約定があると、本来払わなくても良い金利でも、支払いが遅れたときに不利益を受けるとの誤解を借り手に与え、事実上違法な金利を払わせることを強制したことになり、任意に支払ったとは言えない、としたのです。判決が無効とした約定は、ほとんどの貸金業者の契約にありますから、この判決によって、グレーゾーンの金利を取ることはほとんどできなくなっています。皆さんも、高すぎる金利を払ってはいませんか？

弁護士 野々山 宏

公益通報者保護法

- 1 公益通報者保護法（以下「法」といいます。）が、2004年6月に成立し、2006年4月から施行されています。

法は、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的としています（法1条）。

内容としては、公益通報者の解雇の無効などの不利益処分の禁止や、通報者・事業者及び行政機関の義務を定めています。

- 2 しかし、法で公益通報者が保護されるには、以下のような要件を満たすことが必要とされており、実際に保護される場面は限定されるのではないかとの懸念があります。そこで、法は、本法で保護されない場合は、従前通り一般法理によって保護されることを定めています（法6条）。
- 3 本法における公益通報の対象は、別表で定められた400以上の法律の刑罰規定に違反する行為（罰金や懲役等の刑罰が科される法令違反行為）又は最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為とされています。また、通報先として事業者内部・行政機関及び事業者外部が定められていますが、通報先ごとに保護要件も異なっています。
- 4 法について、さらに詳しくお知りになりたい方は、内閣府の公益通報者保護制度ウェブサイトまで（<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>）。

また、京都弁護士会では、公益通報をしようと思っている方、又は公益通報を行った方専用の法律相談窓口を設置しております。詳しくは075-231-2337の専用電話までお問い合わせ下さい。

弁護士 小原 路絵

2006年7月

高金利引き下げ請願署名のお願い

御池総合法律事務所

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、深刻な多重債務被害を生みだしてきた貸金業者の高金利を見直すことが、今国会で議論されています。ご承知の通り、現在出資法により処罰対象となる上限金利は29.2%であるのに対し、民事上無効となる利息制限法の上限金利は15～20%であり、この間の金利がいわゆるグレーゾーンとして存在します。

2006年1月13日及び同月19日に出た最高裁判決は、実質的にこのグレーゾーン金利を貸金業者が徴収することを認めない判断を下しました。これにより、グレーゾーン撤廃の機運が一気に盛り上がっています。

ところが、貸金業者らは、出資法の上限金利を利息制限法に合致させてグレーゾーンをなくすのではなく、利息制限法を廃止して、金利制限を撤廃せよということをお願いしています。

そこで、弁護士会では、出資法の上限金利を利息制限法制限金利まで引き下げることを国会に請願するための署名活動を展開しています。

この高金利引き下げが実現すれば、利息制限法の制限金利を超える約10%の利息の支払分が地域で消費されて、地域が活性化したり、税金や健康保険料の滞納の解消にもつながると言われております。

そこで、皆様にも是非こちらの署名にご協力いただきたく、この燦を郵送させていただいた方には署名用紙を同封した次第です。ご家族や従業員の方の署名などできるだけ多くの方のご署名をいただき、同封の封筒で当事務所宛ご返送いただけますようよろしくお願い致します。

敬具

事務所 旅行記



今年の事務所旅行は、萩・津和野へ行ってきました！
何年ぶりかの新幹線での旅行…。あっというまに新
山口駅に到着し、バスで津和野へ。殿町通りや周辺の
散策後、優雅に泳ぐ鯉と別れたら、早めに宿のある萩
市へ移動です。チェックインも早々にお風呂に入り、
夕陽を眺め、心身ともにリフレッシュ。毎年恒例大宴
会ではおいしい海の幸に舌鼓を打ち、その後はふたた
びお風呂に入って…と、ゆったりとした夜を過ごしま



津和野市内を一望



観光組、楽しそうです。

縮むそうで、完成の大きさを考えながら形を整えなければなりません。想像力の乏しさを嘆きつつ、思い思いの作品を作りました。

3コースが合流したら、午後は秋吉台で名物瓦そばをいただき、秋芳洞を見学。その後、無事帰京の途につきました。

ところで今回の旅行の目玉は、実は他にもありました。異様なも
りあがりを見せた、野々山弁護士主催のクイズ大会（景品あり）で



お昼前にそんなに食べちゃって、
もう…。

した。

次の日は萩市内の観光、萩焼体験、一人旅（！）
の3コースに分かれての日程。観光組は一人旅コース
の人と遭遇しつつ、木戸孝允旧宅、高杉晋作旧宅、
松下村塾などの名所旧跡を時間いっぱい堪能しま
した。

一方の萩焼体験組
は、作ってみてはつ
ぶし、の繰り返し。

焼き上がると20%も



夢中！

す！歴史クイズでは、つい最近

まで学生をやっていた人々が早々に撃沈、人生の先輩方の記
憶っぷりに感嘆の声が上がっていました。

思い起こせば移動時間は多めでしたが、比較的ゆったり
とした旅をすることができたと思います。いびつな形の萩
焼カップを使っている弁護士がほほえましい、今日この頃で
す。

（大下明日香・野村和代）

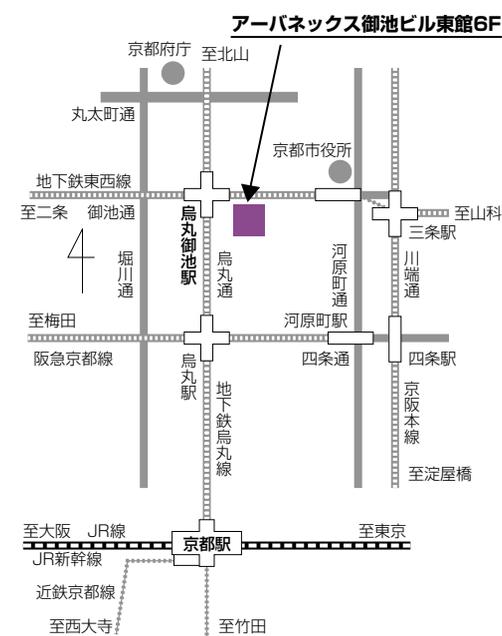
編集後記



また、京都に蒸し暑い季節がやってまいりました。事務所報「燦（第11号）」をお届けいたします。前号は10号という記念号となりましたが、本号は、当事務所一同気持ちを新たに、再びスタートを切る号となりました。

仕事に追われる日々の中で、当事務所の一人一人にとりまして、この燦は仕事以外の趣味や日常で触れた問題等に目を向け、一息つくことができる良い機会になっているように思います。皆様にとっても、この燦がこのような機会を与える一助になることを願っております。ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所
編集者 茶木真理子 稲山理恵子
高橋八千代 植村祐子
表紙写真 大下明日香